通信・放送の在り方に関する懇談会(第6回) 議事録

- 1 日 時 平成18年3月13日(月)13:00~15:20
- 2 場 所 総務省地下2階講堂
- 3 出席者 松原座長、久保利構成員、菅谷構成員、古川構成員、村上構成員 菅副大臣、山崎副大臣、平井総務審議官、竹田情報通信政策局長、 清水政策統括官、須田総合通信基盤局長

【松原座長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回通信・ 放送の在り方に関する懇談会を開催させていただきます。皆様にはお忙しいと ころご出席いただき、ありがとうございました。

今回、林構成員、宮崎構成員は都合によりご欠席です。

本日は、関係事業者、団体からのヒアリングを行います。まずご出席の皆様 をヒアリング順にご紹介させていただきます。

日本放送協会会長・橋本元一様、同理事・中川潤一様。社団法人日本ケーブルテレビ連盟理事長代行専務理事・石橋庸敏様、日本ケーブルラボ所長・中村正孝様、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ社長・重村一様、社団法人衛星放送協会副会長・竹岡哲朗様、社団法人日本芸能実演家団体協議会、まだお見えになっておりませんが、お見えになってからご紹介させていただきます。

初めに、この通信・放送の在り方に関する懇談会の経緯を簡単に説明させていただきます。この懇談会は国民の視点から通信・放送の在り方を検討する趣旨で総務大臣の懇談会として設置されたものであります。1月からこれまでに5回会合を持ちました。その中で1、通信・放送時代の規制、行政の在り方、2、NHKの在り方、3通信業界の在り方、4、放送業界の在り方を検討課題として議論を進めてきております。第5回までに論点を一通り議論しましたので、関係事業者、団体の皆様からご意見を伺う機会を設けることにいたしました。

続きまして、本日のヒアリングの進め方についてご説明いたします。全体で約2時間を予定しております。順番はNHK、ケーブルテレビ連盟、スカイパーフェクト・コミュニケーションズ、芸団協の順番に、各社、各団体30分程度をめどに行いたいと考えております。

その進め方でありますが、まずご出席の各団体から10分程度、一般的なご意見、ご説明、プレゼンテーションを行っていただきます。その後10分程度、私ども懇談会のほうからあらかじめお渡ししてあります、質問、クエスチョネアを踏まえたご説明をいただきます。そのあと最後の10分間で、ディスカッション、討議を行いたいと、このような形で考えております。

なお、今回のご説明で各団体、言い足りないこと、ご説明不足のことがございましたら、およそ3月末日あたりを目途にいたしまして、文書でこちらにご意見を追加でご報告いただいても結構でございます。また、こちらの懇談会側から追加のご質問がある場合があります。その場合も文書でお渡しいたしますので、文書でご回答いただけたらと思っております。ご協力よろしくお願いいたします。皆さんもお忙しい中ご参加いただいておりますので、円滑な議事進行にご協力のほどをお願いいたします。

なお、本日、この模様は会合終了後、インターネットで収録映像を配信する とともに、後日議事録を作成し、公表する予定であります。

それでは、これからヒアリングに入らさせていただきますので、カメラ撮りの方はこれでご退席お願いいたします。

【松原座長】 それでは初めに、NHKより一般的なご説明及び私どものご 質問に対するご回答をお願いいたします。

【橋本氏】 NHK会長の橋本元一でございます。よろしくお願いします。 まず、私から冒頭、放送と通信が連結する時代に、NHKがどのような役割 を果たすべきかについて、所見を申し述べさせていただきたいと思います。手元に資料を事前に提出させていただいております。これに従いながら説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目でございますけれども、これは大変興味深い話ということで。 【松原座長】 もしよろしければ、座ってくださっても結構でございますが。

【橋本氏】 よろしいですか、ありがとうございます。この資料は、3月5日読売新聞の社会面の記事でございます。私も大変興味深く拝見したわけでありますけれども。中学生のとき通知表がオール1だった愛知県の青年の方が、一つのテレビ番組をきっかけにしまして、難しい物理学に興味をお持ちになりまして、現在は教師として母校の教壇に立っているということをご紹介した記

事でございます。アインシュタインの理論を解説したテレビ番組を見て強い衝撃を受けた23歳の青年が、小学生の段階で習う九九を独学でやり直しまして、24歳で定時制高校に入り直し、27歳で大学に進んで、また大学院で宇宙物理学の研究に没頭されたということであります。

今、母校の高校で教壇に立って子供たちが目標を見つける手助けをしてやりたいと語っている内容でございます。この先生の人生をまさしく一変させた番組、これは平成3年に放送しましたが、NHKスペシャルの「アインシュタイン・ロマン」という番組でございます。放送番組が視聴者の心を揺さぶって、人生を一変させるほどの強い影響力を発揮するということを今さらながら痛感させられるものでございます。

通信の技術やインフラが急速に進歩しまして、さまざまな伝送路を活用する中で、番組の文化としての意義、これは変わることのないものということの一例だと考えております。懇談会のご議論においてはこうした放送事業の文化的な価値、これをぜひお酌み取りいただき、大切にしていただきたいと考えております。

2ページ目に入ります。日本の放送界は財源と組織の成り立ちを異にします NHKと民放が併存するシステムで成り立ってございます。両者がさまざまな ジャンルで、お互いに切磋琢磨することで、視聴者が多様で質の高い番組を興じることができ、国民総体の利益につながっていると考えております。

こうした番組を制作するためには、放送局として一定の規模や範囲が必要であることもぜひご理解いただきたいと思っております。その基盤の上に、NHKは世界の中でBBCなどに伍して、今後とも日本人の誇りとなるような質の高い放送番組を送り出してまいりたいと考えております

続きまして3ページ目でございます。NHKの経営改革ということでございますが、NHKは放送サービスを一層充実する基盤づくりのために、組織と業務の改革を進めてまいります。もちろんこれは、不祥事への深い反省に立って一昨年から打ち出してまいりました一連の適正化施策の延長線上ということで、継続してまいります。

まず、経営委員会自身が執行部に対する目標管理、業績評価を導入するということで、組織のガバナンスを強化しまして、経営委員会と執行部がお互いに

いい意味での緊張感を持って経営に当たってまいりたいと考えております。

続きまして、昨年5月には、外部の専門家から成るNHK "約束"評価委員会を、執行部から離れた第三者機関として設置してまいりました。NHKの番組への満足度や経営改革の進捗度を調査し、評価していただいております。そしてその結果を経営の改善に生かす、いわゆるPDCAサイクル、plan、do、check、act、これを導入いたしております。視聴者の皆様の意向をできるだけ客観的、定量的に受けとめまして、仕事の改善に反映させていきたいというふうに考えております。

また、事業運営の透明性を高めるため、経営情報などの情報公開も積極的に行ってまいります。チャンネル数につきましては、現行の8波は国が定める放送政策として現在NHKに課せられている役割でもあり、NHK自身が8波を将来とも持ち続けなければならないというかたくなな考えを持っているわけでありませんが、むしろそれぞれの放送波が担っている内容、実質が重要であろうというふうに考えております。2011年の完全デジタル時代への移行に向けて、これは総合的に検討すべき課題だと認識しております。

もちろん子会社等につきましても、それぞれの果たすべき、役割や機能を検 討し、整理、統合、再編を大胆に進めてまいりたいと考えております。

次に4ページ目では、情報公開の一例としまして経営委員会のホームページ を紹介しております。先月から実名入りで、詳細な議事録を公開しております が、執行部も同様、4月から理事会の議事録の公開を進めてまいりたいという ことでございます。

次に5ページ目に入ります。技術の進歩に従って伝送手段が急速に進化する中で、それにあわせて公共放送NHKがどのような役割を果たせるのか、懸命に模索し、追求してまいりたいと考えております。いわゆるワンセグサービスを間もなく4月1日から開始しますし、サーバー型放送サービスも実現を求めてまいります。NHKは80年余りの歴史を通じまして、質の高い多様な番組を世に送り出してきたと自負しております。インターネットなど伝送路がこれまた急速に増える中、NHKがこれまで蓄積してきた経験、ノウハウ、こういうもののアーカイブの活用にも生かせるはずだと考えております。とりわけ学術機関などとの連携は大変有意義だと思っておりますし、今後力を入れてまい

りたいと考えております。

国民の資産とも言えるアーカイブスの社会還元をしっかりと図るためには、 環境整備が必要だと考えております。NHKによるインターネットの活用は現 状ではあくまでも放送の補完的な業務として位置づけられ、制約がございます。 NHKの業務としてきちんと位置づけていただければ大きな可能性が切り開か れ、必ず国民皆さんの利益にかなうと確信しております。

新しいサービスを行う際、NHKは公正競争の観点にも十分留意してまいることはもちろんであります。資料はございませんけれども、最後に、NHKに求められる役割は時代によって変化してまいります。しかし、私自身変えなければならないものと変えてはいけないものがあるというふうに考えております。変えてはならないものとは、公共放送の原点だと考えております。これは視聴者第一主義に立って、多様な視聴者に対して頼りになる情報を、分け隔てなく安価に提供するという理念と考えております。この理念を新時代にふさわしい形で具体化するために、不断に改革をする必要があろうと考えております。

また一方、NHKだけでは解決できない法制度上の課題もあります。国民的なコンセンサスに向けて、委員の皆さんの幅広い議論にご期待申し上げたいと思います。ありがとうございます。

続いて、担当の中川からお答えします。

【中川氏】 中川でございます。それでは続きまして、事前にいただいております、クエスチョネアに対するNHKの考え方をご説明したいというふうに思います。

これもお手元に、そのポイントを記しました資料を配付させていただきました。順にご説明してまいりたいと思います。

最初は、事業範囲といったところであります。NHKはご承知のとおり、テレビ5波、ラジオ3波、これは国内放送でございますが、それぞれの役割が明確にございます。放送普及基本計画に沿った役割がございます。こういったものに沿いまして、それにふさわしい内容を行っているというところがまずございます。その上で、最近保有メディアが多過ぎるというご指摘もいただいているわけでございますが、私どもとすると、どんな波がどういう理由で多いとおっしゃっているのか、それからまた、多いということ、あるいは減らすことで、

視聴者にどういうメリット、デメリットがあるのかというあたりのところを、 もう少し、できれば説得力のある議論としてお示しをいただきたいと思ってお ります。

会長も申し上げましたように、この8波体制をかたくなに維持するという考え方は持っておりません。2011年の完全デジタル化への移行に際しましては、当然その波の検討というものが課題になってまいりますので、NHKとしましても視聴者の利便性、有益性という観点を特に重視しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

2つ目、事業範囲でございます。これはまず、アーカイブスのことであろうかというふうに思いますが、放送番組を基本的にまず保存、それから継承、活用、そういうふうにしていくということは、公共放送が果たしていくべき役割の一つだろうと私どもは認識しております。これによって放送文化を後世に伝え、また向上させていくことができるということで、NHKはこれまで長年にわたりまして放送番組の体系的な保存に取り組んできております。

実際には、川口にありますアーカイブスは、平成15年2月に運用開始しておりまして、それ以来でありますが、全国の各地の放送局57カ所で自由にごらんいただけるという形になっております。また、このアーカイブスはNHKが保存しておりますけれども、やはり視聴者、国民の方々の貴重な文化遺産ということで、できるだけ放送以外での活用、あるいは外部の事業者さんなどへも提供を積極的に進めていると。また、教育あるいは研究、こういったところにもぜひご利用いただきたいということで、そういう話があれば積極的に対応しているというところでございます。

番組丸ごとでは、ケーブルテレビ事業者さん、それからCS事業者さん、それからVOD、あるいは海外の番組放送権販売、無償提供。それから番組の素材につきましては、国内及び海外放送事業への素材提供、あるいは放送大学、企業団体への素材提供等々、あるいはモバイル放送さんに対しても行っているところでございます。

それからこのアーカイブスに保存しております番組を、より効果的、効率的に、あるいは有益な使い方はないのかということだろうと思いますが、もちろんこれはインターネットで自由に提供できるということになると相当利便性が

高まるわけでございますが、会長が申し上げましたように、インターネット利用ガイドラインというのがございます。これにはいろいろな規定がございます。あくまでNHKにとってはインターネットは補完的な業務というふうに位置づけられておりまして、それから番組の利用は、放送終了後1週間という規定になっております。こういうことでございますと、特にアーカイブスは、放送終了後1週間どころか、数カ月、数年たっているものがほとんどでございますので、こういった規定があると自由に流せないということになります。

そのほかインターネットで流す際には、より実効性のある権利処理やルールづくりということが特に必要かというところでございます。こういったところにも積極的に取り組んでまいりたいと思います。

それから3点目、ガバナンスでございますが、不祥事が一昨年起こりまして、 大変私ども反省しております。それでその再発防止、いかにして行うかという ことで、不祥事発覚以来、外部の弁護士の方々、あるいは公認会計士の方々の 助言をいただきながらコンプライアンス体制の推進、それから経理適正化施策、 それから職員研修の強化、あるいは監査体制といったものに随分取り組んでき ております。おおよそNHKで考えられる再発防止策は、既に実行済でござい まして、今もしております。これらすべてホームページで公開しておりまして、 どの点がむしろ欠けるのかということをご指摘いただければ、また改善してま いりたいと思っております。

それから経営のガバナンスということにつきましては、これは1月に公表しました経営計画にもきちんと盛り込んだつもりでございますが、経営委員会と執行部、それぞれいい意味での緊張関係を持って、特に経営委員会は執行部に対して監督機能を強化していくと、それから経営委員会、執行部とも議事録等は、より透明性を担保して公開していくということを考えているところでございます。

情報公開につきましては、受信料の使途ということで番組にどれくらいかかっているのか公表すべきかということがございます。これにつきましては、放送の自主・自立というところの兼ね合いで難しいところもございますが、できるところから、公表を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また本体だけではなくて、いわゆる子会社につきましても、このような改革 を進めてまいりたいと思っております。子会社の運営に関しましては、関連団 体運営基準というものを平成14年に設けておりますが、それに従いまして、 管理指導を行っているところでございます。その上で子会社の統合、それから 情報公開、例えば役員報酬等につきましても、営業報告書に記載して公開する ということで、一層の公開を進めてまいりたいと。

また、新会社法が5月に施行されますので、内部統制システムの整備も子会 社等についても進めてまいりたいと考えております。

また、関連団体の利益水準でございますが、16年度決算では利益率が3.5%ほどでございます。これは世間の統計値と比較しても、それほど高いものとは言えないのではないかと、私どもは考えております。なお、関連子会社との連結決算も既に公表しているところでございます。

また、天下りというご指摘もございますが、基本的には子会社で退職者を再雇用するということでございまして、NHKで培ったノウハウ、経験というものを子会社で発揮して、言ってみれば子会社のほうに移転してきているというところが実態でございます。

4番目の受信料制度でございますが、これについては強制徴収制度、あるいは罰則制度を導入することに関する見解はいかにということでございます。既にご案内のように、受信料収入、昨年は大変不払いが増えました。しかしながら一方で、一度不払いに踏み切ったものの、その後再開に応じていただいている方というのが非常に増えてきております。昨年8月から今年の1月末までの間に、19万6,000件の再開を数えておりまして、これが順調に進めば、財政安定化も図れるものというふうに、今懸命に努力を続けているところでございます。

一方、民事手続による支払い督促というものを実施したいというふうに表明 しております。これは受信料の公平負担の徹底のためということで、現行制度 の範囲内でとり得る手だてをとるということで、これにも力を入れてまいりた いというふうに思います。

海外、世界のさまざまな公共放送がございます。そこでは確かに罰則、あるいは強制徴収といったものが担保されているところがございますけれども、そ

れぞれの国の歴史的な経緯でありますとか、あるいは法意識、そういった文化 的な基盤の違いといったものを踏まえて検討が必要ではないかと思います。

いずれにしましても、私どもも実効性のある手段について、十分な国民的議論をしていただきたいと思っております。なお、海外の公共放送機関につきましては、そういう罰則、強制徴収のほかに、その前に例えば電器店からの受信機購入者情報の通報義務、あるいは住民基本台帳データの活用といったものが公的な制度として実施されているというふうに聞いております。

次に5番目、技術開発のところでございます。放送技術研究所は、放送及びその受信の進歩発展に必要な調査研究を行うということで、長年研究開発を進めてまいりまして、放送サービスの充実及び新たな放送文化の創造、こういったことで、いろいろな視聴者にその利益を還元しているところでございます。新しい放送サービスとしては、例えばハイビジョン、デジタル放送、衛星放送受信の小型アンテナ等があります。それからまた情報バリアフリーに向けた開発では、字幕放送とか話速変換装置がございます。それから新たな産業分野への貢献では、壁掛テレビ、こういったものも開発に努めております。

この研究所は、やはり視聴者のニーズ、あるいは放送現場といったところに 一番近いところで実情を把握していると。いわゆる現場密着の研究所だという ところで、こういった効率で質の高い成果を上げてこられたものと私どもは考 えております。

また、基礎研究部門ということでございますが、これにつきましても、基礎から応用まで一貫して進めていくということで、そのことが研究開発力の低下を招かないことを考えているところでございまして、ぜひ、この基礎研究部門も技術研究所の中で、同じ研究部門として維持してまいりたいというのが私どもの考え方でございます。

それから最後になります。情報発信、国際放送でございます。ここは少し丁寧にご説明したいと思いますが、まず国際放送にご理解をいただきたいのは、まず短波によるラジオ日本という放送がございます。これは22カ国語で放送しております。それから英語を主としまして、無料のテレビ国際放送がございます。これはNHKワールドテレビというふうに言っております。このほか放送ではございませんが、NHKの国内放送を総合的に編成しまして、海外のケ

ーブルテレビ事業者などと契約しまして、有料で配信しているNHKワールドプレミアムというものがございます。こちらは日本語放送で、在留邦人や、あるいは海外のホテルなどが配信先になっているということでございます。

そういう実態を踏まえまして、国際放送の充実強化ということが言われております。これにつきまして、NHKは経営計画でも充実強化というふうに申し上げておりますが、その中身は、一つは英語化を100%に持っていきたいということと、もう一つは、日本、アジアのニュース、情報、あるいは日本紹介といったものをより多くしまして、内容強化を考えているというのがNHKの申し上げている充実強化の中身でございます。

一方、同じ充実強化という言葉であっても、国がおっしゃっているのは少し中身が違うのではないかというふうに受けとめています。放送の中身を充実するということは当然のことでございますが、国のほうはむしろ、日本の国際放送を世界の人々の家庭に、いかに受け入れてもらいやすくするかということに主眼があるのではないかと私どもは考えております。こういう点で申し上げますと、残念なことに今NHKの放送しております、いわゆるワールドテレビ、無料放送でございますが、こちらの受信には大変大きなアンテナを必要とする、そういう電波で送っているということで、一般家庭ではなかなか手軽に受信できるわけにはいかないという事情がございます。このあたりの、受信環境の実情については、やはりまだ十分な理解がなされていないような気がいたします。そしてこの受信環境を改善しようとしますと、多額の経費がかかります。これにつきましては、国内の視聴者からいただいている受信料を充てていくことは、かなり難しいものであるというふうに考えております。

しかしながら、こういった海外の受信環境の改善という限定された整備に、 例えば国費などを入れていただいて、各国のチャンネルを借り上げて、それで ケーブルや衛星放送を通じて再送信していくということになると、NHKワー ルドテレビをごらんになる方は、多分飛躍的に増加するものと考えております。

このように、NHKは多様な番組と実績を有しております。また公共放送としても海外の知名度は非常に高うございます。そういったNHKが編集主体となって発進していく国際放送、これにつきまして、むしろ受信のところでは、国などが受信料とは異なる財源で受信環境を整備していただくということが、

国際放送の充実強化には最も効率的で、また効果的な方法ではないかと考えております。したがいまして、広告収入を導入するかどうかという議論もございますが、何をどう強化すべきかという方向性を見きわめた上でこの議論をしても、遅くないのではないかというふうに思っております。

それから先ほど、失礼しました、1カ所訂正がございます。2番の映像コンテンツ、アーカイブスのところで、番組ライブラリー、18年度までに全国のNHKの放送局57カ所に拡充ということで、これは、18年度中に57カ所拡充するという意味で、今は44カ所の誤りでございます。ここは訂正させていただきたいと思います。以上でございます。

【松原座長】 どうもありがとうございました。私どもは最初に申し上げたように、国民の立場から通信・放送を考えていきたいと、このように考えておりますので、そういう視点から、最初に私からご質問させていただきます。

まず、受信料制度でございまして、本日は十分な議論が必要だと、こういうお話でありましたが、橋本会長の記者会見等の中で、受信料の罰則、あるいはスクランブル化について、既にお話になっておりますので、罰則を入れた受信料徴収のあり方、あるいはスクランブル、その2点について、具体的にどうお考えかを簡潔にお話しいただけますか。

【橋本氏】 まず、罰則のほうでございますけれども、現在我々自身一生懸命、すべきことはしなきゃいけないという考え方で、具体的には大変社会的な変化の一つで課題になっています、オートロックマンションが増えるとか、あるいは単独世帯、こういうところが増えるというふうなことに対して、できるだけ、大変面会が難しいという事情の中で契約率を上げなければいけない。

【松原座長】 すいません。そのことはわかっておりますので、罰則を入れるという考え方について、それからスクランブルをかけるかどうかという考え方について、お考えをお話しください。既に会見等では私伺っておりますけれども、改めて会長のお考えをご確認したいということでございます。

【橋本氏】 はい。罰則につきましては、現在現行法の中で、民事手続導入ということでやっていますので、この方向で努力させていただきたいと思っております。

それからスクランブルにつきましては、基本的に、できるだけ視聴者の方々

に広く受信していただきたい番組、現行の放送につきましては、基本的にスクランブルというのはある選択性のスキームでありますから、できるだけ我々、スクランブルを導入しないという考え方、現在の受信料制度によるスクランブルをかけない放送というものをベースに考えてまいりたいと思っております。

【松原座長】 はい。ただ現実に、約3割の方が契約をしていないという状況がございまして、私ども懇談会でデータを調べましたら、6,478億円の17年度の受信料収入に対して、未契約がなければという想定で計算しますと、9,225億円入る形になる。要するに、2,747億円分が、一種未収入になっているのではないか。そのことが結果的に衛星カラーでいきますと、2,340円の契約者が払うお金が、本来だったら、1,800円で済むんじゃないか。500円以上、年間にすれば、6,000円余分に払わされているんじゃないか。こういう状況に対して、今おっしゃったようなスクランブルはかけない、それから罰則もかけないということで、その不公平な状況は変わるとお考えなんでしょうか。

【中川氏】 私のほうから答えさせていただきたいと思います。

確かに未契約の方は、事業者も含めて1,000万人近くいらっしゃいます。これは推計でございまして、私ども実際に未契約の方は、一時的に契約がない方が非常に多いというふうに理解しています。これは例えば300万程度規模で毎年、世帯が引っ越しをされます。そういったときに、一度前のご住所でご契約いただいていたものが、そのまま引っ越されましてこちらに連絡がないと。

【松原座長】 わかりました。時間もありますので。

【中川氏】 ちょっと説明させてください。そういうことで、次にその方を 契約させていただくまでのタイムラグがあるということがほとんどでございま して、それで私どもはこの未契約状態を、できるだけ解消したいということで 努力しているわけでございます。そういうことでございます。

【松原座長】 ただ、常識的に考えると、3割近い方が契約していないという状態が、引っ越しその他の中で、仕方なく、摩擦的失業的みたいな形で発生したというのはちょっと考えにくいので、やはり未契約の方に対するしっかりとした対応をとる気があるのかないのかということについて、会長、もう一度、すいません、その点について。

【橋本氏】 未契約の方に対しても、契約を高めるよう、我々最大限努力してまいりたいと思います。

【松原座長】 それから、そのような状況に対して、契約者、契約をしている方がどのように考えているかということについてのアンケートとか調査をしたことがございますか。

【中川氏】 公式にはしておりませんが、来年度、そういったものをきちんとした形で、これだけではございません、さまざまな面で少し皆さんの、アンケートなのか調査なのか、そこのところはまだ決めておりませんが、できるだけ正確なお答えをいただけるような考え方で調査、アンケートなりを考えたいというふうに思っております。

【松原座長】 それから続いて、国際放送についてのお考えをお伺いしたいんですが、橋本会長が国会で国際放送のCM導入の考えについて否定的なことをお話しになったと伺っておりますが、まず、この問題について、NHKの内部でどの組織でいつ検討したのか、またそのことについて視聴者からの意見を聴取したようなことがあるのか、この事実関係についてまずお伺いしたいんですが。

【橋本氏】 まず第1点のところでありますが、国際放送につきましては、 先ほど中川のほうからもご説明したわけですが、どういうふうな目的でどうい う内容で考えるかということを具体的に目標を掲げてそれについて検討しない と、具体的な方策というのはいろいろ考えられるというふうに思います。そう いう点から、そこの具体イメージを掲げないで、ただ単に国際放送についてど うこうすべきだということを今の段階ではなかなか言えないということがござ いますので、ぜひそこはお酌み取りいただきたいというふうに思っています。

現在、NHKが国際放送をやっている中で、できるだけこれを強化したいということで3カ年計画の中で掲げている。こういうことは国際局のほうで検討しているということで、2点目はまた中川のほうから。

【中川氏】 これは、日本国内でこういったことを調査したことはございません。

【松原座長】 わかりました。受信料の件と国際放送の件で私がお伺いした のは、検討中だとか問題をこれからしっかり考えていくということであれば問 題はないんですが、そのような内部的な議論をしないままに、一方的に国会で、 もしかしたらCM導入はよくないといったような判断をお話になるのが問題な のではないかと思ったんですが、その点は、会長、いかがでしょうか。

【中川氏】 これは、役員会等でも内部でさまざまな場面で議論はしているわけでございまして、どこのことを指しておっしゃっているのか。当然、国会でお話しする際には内部議論を経てさまざまな形、ただ、言い方、表現はいろいるな時間的制約がありますから、そこは多少誤解がある部分が生じるかと思いますが、内部議論はきちんとしております。

【松原座長】 いや、ただ、NHKのガバナンスについて問題になっているときに、視聴者の意見とか経営委員会の意見とか、今申し上げたような問題は受信料の未契約の問題とか、国際放送にCMを入れるかどうかという非常に大事な問題に関しては、内部執行部の話ではなくて、経営委員会とか、まさに視聴者の意見とか、そういうのが反映されないと私はおかしいと思っておりましたので、その意味での質問でございます。改めてお答えいただけますか。会長からお願いします。

【橋本氏】 現在、NHKについていろいろご意見いただいている点につきましては、経営会議でもご報告しご意見をいただいております。

【松原座長】 いえ、今申し上げたのは受信料の問題とか国際放送にCMを入れるかどうかという問題に関して、一定の方向性を持って執行部の判断で回答してよろしいのかと。そういう問題については経営委員会なりしっかり内部のガバナンスと視聴者の意見を反映させた上でお答えになるべきではないかというご質問です。

【橋本氏】 現在、我々、いろいろ検討しておりますのは、具体的にいろんな方法論というものがあろうかと思いますが、それが具体的なイメージなしに外部でご議論いただいている。そういう中で今の段階でどういう目的でいろいるお考えになられているかということなしで話されていますから、我々、あくまでも内部的ないろんな考え方は議論していますけれども、そういうものがなければ外に対しても公表できないというふうなことになろうかと思います。したがって、そういうふうな具体的なイメージ、そういうものがあってこそ具体的な議論ができるというふうに思っております。

【久保利構成員】 久保利でございます。国民は、基本的に海外に行ったりいろんな状況の中で、英国にはBBCはある、米国にはCNNもある、国際放送の中でNHK、要するに日本というものの存在がないじゃないかということに不満を持って、それを一体どういうガバナンスで変えていこうとしているのかというNHKの姿勢に不安を持って、だからお金を払わない人たちもいるわけなんです。

ですから、単刀直入に聞きますけれども、CF2、BBC、CNNは民間放送ですけど、フランス、イギリス、アメリカ等々の海外戦略に比べて日本は劣っていると思いませんか。劣っていると、もしお思いであれば、それをどういうふうにガバナンスの中で、経営委員会とか評価委員会とか、多くの外部の方々、視聴者の方々、これを入れてどう改善していこうとされているのか、このことを聞きたいんです。今、国費を投入せよというふうなお話がありましたけれども、それは3割全部回収してからの話だよねという気もするので、そのあたりを含めてお願いできますか。会長からお願いします。

【中川氏】 ちょっと誤解があるようですが、そこだけ訂正させていただきます。どうも、国際放送の発信と受信というのを少し混同されているようなきらいがあるのかなというふうに思います。NHKは国際放送24時間、テレビのほうは発信しております。発信まではもちろん受信料でやっているんですが、先ほど申し上げましたように、受信のところになりますと、海外に皆さんがいらっしゃったときにどういうことをごらんになっているのか。例えばホテルでごらんになるのは、テレビ国際放送よりも、実情からいいまして先ほど申し上げたワールドプレミアムのほうが多いのではないかということを申し上げているわけでして、テレビのほうを充実強化すると、ここは受信環境を整えるということなので、受信料ではなくて、例えば国費ということを言ったまでで、国費を投入してほしいということを言っているわけじゃなくて、例えばという例示で申し上げたということでございます。これはガバナンスとは関係なく、仕組みを変えていけばかなり改善できるものだというのが私どもの考え方です。

【村上構成員】 今の国際放送に関してですが、先ほど受信環境を整えるということで、大きなパラボラを整備する必要があるという議論がありましたが、現在の技術革新の成果を使うとすれば、BBCがやっていますように、インタ

ーネットを活用してそういう展開をしていくという方向が当然の選択肢であろうかと思いますが、その辺はどのような検討をしていますか。

【中川氏】 もちろんインターネットもございます。ただ、ご承知のように映像をインターネットで流すとなると、なかなかこれは今の段階ではまだ非常に難しゅうございます。もちろんブロードバンドになればよろしいんでしょうけど、ブロードバンドが基本的なインフラとして整備されている先進国ならともかくとして、そうでない国々はなかなかそこまでいっていないと思います。

そういうことも考えまして、まだこれから先を考えれば当然そういうことは 考えられると思いますが、今現在強化していきたいというときには、それでは 間に合わないというふうなことが我々の考え方でございます。

【菅谷構成員】 また国際放送なんですけれども、我々、国際放送の議論をしているときに、例えばCNNとかBBCのようなことを考えていますけれども、ここでいうと海外放送事業者への映像配信ということなんですけれども、例えばBBCのような方式についてはいかがお考えですか。

【中川氏】 BBCのどの点でございましょうか。

【菅谷構成員】 海外のニュースです。BBCワールドですか。海外で、日本でも見られますね、BBCのニュース。

【中川氏】 BBCは、国際放送、ラジオのほうはほとんど国費でやっている……。

【菅谷構成員】 テレビのほうで。

【中川氏】 テレビは広告収入と契約料でやっているというふうに聞いています。

【菅谷構成員】 契約料というのは受信許可料ですか。

【中川氏】 いや、そうではなくて海外でのことです。

【菅谷構成員】 商業ベースの契約料ですね。それについてはどういうふうにお考えですか。

【中川氏】 ですから、そこも発信から先、どういうふうに受信できるかの 環境はそういう形もあり得ると思います。

【古川構成員】 アメリカにおきまして、多くの方がNHKの番組を視聴しようとしますと、テレビジャパンという放送を視聴することが多いんですけれ

ども、サブスクライブ数が4万6,000人という状態だそうです。大きなアンテナを立てて受信している方は皆無に近い。短波に関しては、何人が聞いておられるのか捕捉し切れないというのが現状だと思うんですけれども、実際にかかっておられるコストを拝見しますと、年間で90億円近くかかっている。私、非常にびっくりしましたのは、研究予算が50億円なんですね。90億円にかかっている海外への送信に関して、何らかの方法をとって、少しシュリンクすれば、その分を研究予算にもう少し回すというような采配があってもいいんじゃないかと考えてしまうんですけれども。90億円が実質、視聴者にどのぐらいの比率で、ラジオ、テレビ、実際に頭数で考えると、コストがかかっているかという割り算を試算されたことはおありでしょうか。

【中川氏】 それは今やっておりませんが、計算すれば出ると思いますが、要するに、ラジオのほうは主として、一部政府からいただいた交付金というのがございます。命令放送、22.5億円でございます。それによりまして、ラジオは直接費では50億近くでございます。テレビのほうは24~25億でございます。だから、受信料を国際放送に投入していくというのは、国内視聴者の理解をなかなか得られないんだろうと思うんですね。だから、そこは一定の限界があるだろうと思います。ただ、実際問題として、放送の中身的には、我々は相当自信を持って出しております。ただ、テレビの場合は英語が足りないということで、英語化をやろうというふうに考えております。

それから、テレビジャパンは、今、アメリカでは大体6万5,000人ぐらい、ヨーロッパで1万1,000人ぐらいの方とご契約していただいております。これは、日本のNHKの放送を海外でもごらんいただけるように、いわゆるKuバンドというところで、アンテナも小さなものでごらんいただけるような形が主でございます。もちろんケーブルもございますけれども。それと、その時間を一部使いまして、7時間前後、アメリカ、ヨーロッパとも、NHKがそこに委託する格好で、契約いただかない方も無料でごらんいただけるようなテレビ国際放送をやっている。ニュースを中心にその一部をやっているということでございまして、なるべくの便宜を図ろうというのが私どもの考えです。

【松原座長】 ありがとうございました。

大分時間が過ぎております。最後に1点だけ確認したいことがございまして、

NHKのガバナンスでありまして、不祥事以降、一生懸命努力なさってきたというお話でありました。しかし、きょうの、私あるいはメンバーからのご質問の中で、例えば受信料で、未収問題、未契約の問題をどう対応するのか。それから、国際放送に関して、CMを入れるのかどうか。それから、子会社についてはご説明がありました。大したと言ったら失礼ですけれども、3%程度で、そんなに大きな利益率ではないというお話であります。しかし、子会社に関しましては、150人以上の役員天下りが出ている。それから、本体が4億円弱のもうけに対して、子会社がその25倍、100億円近くもうけている、こういうような問題がございます。そのような、視聴者の側からすると、非常に大きな問題と思われる点に関して、残念ながら、きょうの段階では、執行部のご意見、執行部の中で話しているというような印象しか受けませんでした。むしろ、そういうような問題こそ、しっかりガバナンスが効いているのであれば、経営委員会なり評価委員会なり、それから広く視聴者の声を聞くなりのことを当然今までなさっていてよかったと思うんですが、その点について、最後に一言だけ会長からご意見があればお伺いして、終わりにしたいと思います。

【橋本氏】 いろいろNHKにかかわる課題が提起されています。今後につきましては、今後とも、経営委員会を含めて、意識を一にして、実際に我々、 実務に当たってまいりたいと思っております。

【松原座長】 大分時間が超過してしまいました。率直なご回答、大変ありがとうございました。それでは、ただいまをもちまして、NHKからのヒアリングを終わりにさせていただきます。

それから、先ほどご紹介できませんでしたが、社団法人日本芸能実演家団体協議会からお2人お見えになっております。ご紹介いたします。実演家著作隣接権センター運営委員・椎名和夫様。社団法人音楽制作者連盟常務理事・上野博様。

それでは、引き続きまして、ヒアリングを続けさせていただきます。それでは、ケーブルテレビ連盟からよろしくお願いいたします。

【石橋氏】 ケーブルテレビ連盟の石橋でございます。本日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。お手元に資料を2種類お届けしていると思うんですが、1つは、青い色のもの、もう一つ参考資料ということ

でお届けしております。参考資料のほうは、総務省さんで、今、研究会をやっていますので、その資料から私が抜粋して、お届けしました。これは後ほどご参考にしていただけたらという趣旨でございます。

今日作りました資料につきましては、事前に頂戴いたしましたご質問に対するお答えも含めた形でまとめております。この項はご質問に対する回答ですということをご説明した上で、通しでやらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、1ページでございますが、ケーブルテレビの現状ということで、その中のまず最初に、加入世帯がどうなっているかということをもう一度おさらいしておこうという趣旨でございます。自主放送の加入世帯が1,800万世帯。これは昨年3月でございますが、9月の時点では1,830万というような数字になっております。

それから、2番目に、地上アナログ放送の再送信受信世帯、これが2,600 万世帯ということでございます。

それから、今始まっておりますデジタル放送視聴可能世帯数は 1,230万世帯ということでございます。これは、地上デジタル推進全国会議の第6次の計画、昨年12月に出ましたが、その中で、2010年で2,300万を目標にするということで、これは我々が差し上げた数字でありますが、そういうようなことになっております。

デジタルはどうなっているんだということで、私どものセットトップボックスの出荷台数は209万台ということで、昨年12月の時点です。これにパススルーでごらんになっておられるケーブルテレビの非加入者の方、集合住宅なんかがそうなんですが、そういう方を入れますと、さらにこれよりも大きな数字になっている。ただ、これは数字のつかみようがないということでございます。

それから、次にインターネットの加入世帯ということでございますが、これは323万世帯ということに現在なっております。

次に、「ケーブルテレビ放送の公共性と制度」とありますが、これがいただきましたご質問1に対するお答えでございます。ケーブルテレビは、いろいろな業態がございます。MSO型とか都市型、農村型、あるいは受信障害解消型、

共聴施設型等、極めて多様である。それから、事業主体も、民間、第三セクター、自治体等、同様に多様であるということでございますが、いずれの場合も、地域の情報通信放送メディアとして、公共性の高い重要な役割を担っております。

制度面ですが、有線テレビジョン放送法に基づく規律がございます。地上放送と同様に、番組準則、訂正放送や番組審議機関の設置の義務、あるいは、候補者放送における候補者の取り扱いの公平義務などが規定されております。公共的な役割が担保されているということでございます。

それから、もう一つは、有テレ法は、平成5年に地元事業者要件が撤廃されました。さらに、5年から11年にかけましては、外資規制の緩和から始まりまして、撤廃まで至っております。規制緩和が実施されてきたということでございます。

それからまた、平成14年には、電気通信役務利用放送法が施行されました。 いわゆるハード・ソフト分離の制度が導入されております。

以上のような経過を経まして、現在では、事業者間競争、MSOなど、柔軟な事業展開に配慮された制度となっております。こういうふうに我々は評価しております。

次に、3ページ目お願いします。現状の中のサービス内容、何をやっているんだということですが、まずアナログ放送の再送信、それからデジタル放送の再送信、BS・CS放送の再送信、多チャンネルサービスということです。それから、コミュニティ・チャンネル。これは我々がつくって流すだけじゃなくて、市民参加のパブリックアクセス・チャンネルということも一部ではやってございます。それから、インターネット・サービスと、6番目は電話でございます。電話は、IP固定、これはOABJ、O50、両方ともやっております。それから、2番目は、従来型、レガシの固定電話ということです。それから、一部、1事業者ですが、携帯もサービスの中に取り込んでやり始めているという状況でございます。

それから、次のページ、ケーブルテレビに特に求められる役割ということでここのスライドに書いてみたんですが、先ほど申し上げましたとおり、地域のメディアとして、公共性の高い役割を担っているということでございます。ま

ず最初に、行政情報の提供ということがございます。これは、議会中継とか自 治体の広報など。それから、2番目、防災・災害情報の提供。これは昨年、福 井あるいは新潟等で水害、地震等がございまして、そのとき、非常に住民の方 から高く評価されたという実績がございます。それから、その他の地域情報の 提供ということで、これは交通情報、イベント、あるいは地域の話題。それか ら、4番目、ブロードバンド、多チャンネル等地域情報のインフラとしての役 割。これが、先ほど申し上げましたパブリック・チャンネルというのがこうい うことに当たると思います。それから、5番目が域外情報の提供。これは、区 域外再送信ということでございます。これは後ほど説明させていただきます。 それから、6番目が、地域の文化の担い手としての役割。地域文化の発信だと か、それを保存していくと。特に映像保存を行っていくというようなことも含 めて、そういう役割もあるということでございます。

いずれにいたしましても、以上申し上げましたとおり、公共性の高いメディアとしての役割を担っているということでございます。

次に、5ページ目でございますが、これはいただいたご質問2に対するお答えということでございます。多チャンネル、有料放送については、現在、業界全体の加入者は1,220万ぐらい。これは我々の計算なんですが、そう考えております。BS・CSが、650万人、ケーブルテレビ経由が570万人ということで、ご質問でもご指摘ありましたが、アメリカと比べて非常に低い。これは事実でございます。理由はいろいろあると思います。我々の営業努力が足らないということももちろんあると思うのですが、諸外国と違う点は、日本の地上放送は、比較的コンテンツがリッチである、それから数も多いということがございますので、それが民間の場合は無料で出ているということも1つの要因ではないかと考えております。

では、加入者を増やすためにどうするのかということですが、基本は、お客さんが評価する、喜ぶコンテンツを増やしていくということだろうと思います。 そういう意味で、我々が有料コンテンツを増やしていくためには、基本は、著作権者にインセンティブが働くような配慮、仕組みが必要ではないかと考えております。この点につきまして、著作権のあり方などというご質問をいただいていたんですが、我々、放送の再送信を主たる業務としておりますので、我々 が主体的に権利処理をして、コンテンツを流すというような配信は非常に少ないということがございます。したがいまして、あり方、問題点につきまして、本日ここで具体的にコメントする材料は持ち合わせていないということで、お許しいただきたいと思います。一般論としては、先ほど申し上げましたように、権利者にインセンティブが働くような配慮、仕組みが基本にないとうまくいかないのではないかと思っております。

次のページでございますが、「区域外再送信について」。これは質問 4 でいただいているものに対するお答えということでございます。現在、多くのケーブルテレビ局が地域住民、視聴者の要請を受け、放送事業者のご理解のもと、区域外再送信を行っております。その要因は、まず、チャンネル格差の解消ということで、地域によっては民放の数が非常に少ない、2 つぐらいというようなところもございます。そういう点で、区域外の民放を持ってきて流すというようなことをやっております。

次に、地域住民の活動圏が広域化していることに伴う広域情報需要への対応 策ということでございます。これは全国各地にございます。青森と北海道、山 口の西部と北九州とか、静岡と東京とか、いろいろございます。

それから、3番目に、地域経済の活性化への好影響ということ。頻繁に従業員の転勤が東京の間で行われるというような地域がございます。そういうところでは、東京のテレビがどうしても見たいという要望があるということでございます。

具体的に1例挙げてみたいんですが、最近、我々も連盟の中でアンケートをとったんですが、ある県の東側の地域で、そこに住んでいる漁師の方、漁業に従事される方は、漁場が隣の県の海域だということで、あしたの天気はどうだというときに、隣の県の天気予報を見るということでございます。そういう意味で、ちょっとしたことなんですが、区域外というものがお客さんにとって重要だということでございます。じゃ、区域外があればいいのかということではなくて、その場合も、住民はその県の県民ですから、県域放送による県域情報が欲しいということもございます。

いずれにしても、我々としては、今までと同様、デジタルになっても、皆さ んのご理解を得て、アナログの区域外再送信をできるように強くお願いを申し 上げたいと思います。

それから、次、7ページ目でございます。IP関連の取り組みということで、 そこに4つ書いてございます。これは先生方、ごらんいただいたら、おわかり いただけるとおりでございます。

次に、ご質問にもございました「IPマルチキャストによる地上デジタル放送の同時再送信について」。これはご質問の第3項目でございます。

基本的な考え方ということで、我々も、IPによる放送、あるいは放送番組の配信につきましては、積極的に取り組んでいきたいというのが基本的な考えでございます。ただ、地上放送の同時再送信というものにつきましては、視聴者保護という観点から、十分なる配慮、対応が必要だと考えております。

すなわち、まず1番目ですが、同時再送信には以下の要件が担保されることが必要と考えます。地上デジタル放送は、基幹放送、特に防災・災害放送を含むということでございますが、基幹放送であり、放送遅延や信号不通は許されない。特に災害時に。衛星の場合に、大雨のときに大雨のためにテレビが映らなくなる。あるいはネットの場合はトラフィックが急増して、信号不通になるということがあってはならないということを申し上げているわけです。また、画質、サービス内容等も、直接受信と同等の品質が確保されることが、やはり同時再送信ということではないかと考えております。

それから、品質面でございますが、これからIT先進国を目指す日本の大プロジェクトが進んでいるわけですが、当然のことながら、ハイビジョン品質であるべきであると考えています。

それから、もう一つは、通信事業者の参入という観点から申し上げたいんですが、これは選択肢が増えるということで、国民の利益になるということで、よいことだと思っております。ただ、NTTさんの参入は別の議論をしていただきたい。これはそこに3点書いてございますが、放送事業への参入の懸念、公平な競争関係の担保、ドミナント規制等の観点から議論して、国民的なコンセンサスを得ることが必要ではないかと考えています。

次に、我々は、同時再送信だけじゃなくて、IPTV全般についてどういう ふうに取り組んでいくのかということでございます。先ほど申し上げましたと おり、まず1番、同時再送信をIPマルチキャストでやるということにつきま しては、品質が求められるということでございます。したがいまして、当面は、 我々はせっかく立派なRF伝送の体系を持っておりますので、RF伝送でまい ります。ただし、技術の進展というのは非常に速いということもありますので、 将来IP伝送の品質が確保されれば、RF伝送にプラスして、追加サービスと して行うことを検討するということでございます。これは、1軒の家でも、メ ーンのテレビはRF伝送、別の部屋のPCはIP再送信、こういうことをイメ ージしております。

ネットワークは、まず我々は、我々のインターネットのお客さんに対して行っていくということは当然ですが、他社のネットワーク、通信事業者なんかのネットワークも使ってやっていきたいと思っております。

それから、次に、同時再送信じゃない、勝手に「非同時再送信」とそこにお書きしましたが、放送番組の一部の配信ということも含みまして、環境が整い次第、ぜひ我々としても取り上げていきたいと思っております。「環境が整い次第」というのは、放送事業者からの有料コンテンツの供給が可能になること、それからもう一つは、ベストエフォートといいながらも、あるレベル以上の品質はないとお客様にご迷惑をかけるということになりますので、まずその付近を「環境が整い次第」と、こういうふうに申し上げております。ネットワークにつきましては、先ほど同様、両方のネットワークを使うことを検討していきたいと思っています。

それから、次に、これもご質問ありました、5番目の点でございますが、トリプルプレイサービス、あるいは通信事業者との競合についてどう考えるか、こういうご質問でございますが、ケーブルテレビの強みは、先ほど申し上げましたとおり、RF伝送でございます。現在、大規模な、あるいは中規模以上のケーブル局は770MHzのHFC、ファイバーと同軸のハイブリッドということになっております。そうしますと、大体100チャンネルぐらいがとれます。1チャンネルで30Mbpsですから、下りの容量は3Gbpsを持っているということでございます。ところが、課題は、ケーブルテレビのインターネットの下りは、現在、最大30Mbpsぐらいということになっております。これを、我々としては、将来100Mbpsまで上げる。これは現在、標準化の検討が進んでおります米国ケーブルラボのDOCSIS3.0というモデム

を使いまして、まず可能だろうと考えております。

それからあわせて、そのときは、上りも30Mbpsと。これは現在、上り帯域が50MHzまでになっているんですが、これをさらに50MHzの上を使うことによって、すなわち帯域拡大によって30Mbpsまで持っていく。これは技術的には可能だと思います。

あわせて、集合住宅などでは、HFCでなければどうしてもまずいというところがございます。こういうところは現在既に始めておりますが、FTTHを直に引っ張っていくということをやっております。

それから、通信事業者との関係ということで、先ほど申し上げましたとおり、一般論としてはいいことだと思っていますが、NTTさんの場合は別なんだということで、特に放送に課せられている規制というものは、現在、ホールディング、東西の3社だけになっているわけですが、これはやはり不十分だと思っていまして、子会社、関係会社も含めて、実質的に支配するすべての会社に適用すべきであると考えています。くどいようですが、公正競争、ドミナントの規制が担保されるという必要がある。

現在、我々の会員からも、不公正競争の懸念があるという事例が上がってきております。思ったより多いと私は考えております。そういう中で、急激に今後も環境が変化していくということで、ルールの整備だけでは間に合わないということも当然考えられますので、不公正取引、あるいは特権的地位の濫用を排除し、透明性を確保するためのあらかじめのガイドラインの導入、あるいは通信放送市場の監視強化策、これは今でもございますが、これを強化していく、こういうこともご検討いただけたらと思っております。

最後に、「今後のケーブルテレビ」ということで、どういう取り組みを現在行っているか、あるいは課題は何かということですが、先ず、広域化への取組であります。これは、県域レベルの広域化、共同ヘッドエンドでの連携。これは特にデジタル導入に際して進んでいます。それから、MSO。この様に、今後も広域化が進んでいくと思います。

それから、2番目は、これは課題でありますが、ネットワークの高度化ということで、HFCの高度化、あるいはFTTHの導入ということ、それから新しい技術の導入、あるいは対応、それから、これから非常に重要になってまい

ります家庭内のホームネットワークということ、これをやっぱり我々としては やっていく必要がある。

次に、12ページですが、セットトップボックスの技術標準ということも非常に重要になってくる。これは特にお客様の立場に立てば、そういうことになると思います。デジタル放送につきましては、既に我々、ケーブルラボで技術標準というものをつくっております。今後、IPTVについても、同様の技術標準の策定が必要になる。これはケーブル業界だけではなくて、なかなか難しい問題はあるとは思うんですが、できれば日本全国で標準化したほうが使い勝手がいいと我々は考えております。

それから次に、我々はケーブルですが、ケーブルだけではなくて、今話題になっていますギャップフィラーとか、あるいは家庭内の無線というものも取り入れていく。さらには、携帯、固定電話、FMC、こういうものにも我々としては取り組んでいきたいと思っております。

それから、最後に、5番目、「Over The Top」と唐突に書いていますが、これは6番目のご質問の、"GayOなどの非放送映像コンテンツ配信サービスへの見解如何"を、私のほうが勝手に解釈してこのように書いているのですが、我々も、非放送映像の配信を一部やっております。これはVODでやっているわけですが、今後もこれをやっていきたいと思っています。多分このサービスは今後相当増えてくるんじゃないかと思います。日本でも既に議論があるわけですが、あれだけ自由なアメリカでも、「Over The Top」の議論が出てきたということでございますので、この議論は避けて通れない。これは私どものためとか、だれのためとかということじゃなくて、最終的には、お客さんが使い勝手がいいということが基本になります。

そういう意味で、ただ乗り論についての議論がこれから必要であるということでございます。

私どもは、今、この問題についてこういうふうにしたらいいという意見は持ち合わせておりません。ですから、この場で、問題提起ということでございます。

以上で、私のほうのプレゼンを終わらせていただきます。

【松原座長】 それでは、こちらからご質問させていただきます。最初、私

から1つ、区域外再送信に関して、住民の二一ズがあるんだと、このようなお話がございました。区域外再送信に関しては、放送事業者の同意が必要だという形になっていて、過去、同意が得られないで紛争になった事例がある。現在も同意が得られないという話も聞いておりまして、その点についてお考えがあれば、お話しいただけますか。

【石橋氏】 実際に現時点で同意ができていないというところはございます。 ただ、昔は、一旦同意されてスタートした。そのときは、多くは、その地域に 系列の波がまだ来ていなかった。だからいいだろう。ところが、今度は系列の 波が来たから、それはだめよと。こういうような話が多いんです。そうします と、最初はいいよと言っていて、途中でノーと言われても、お客さんはもうそれで習慣がついていますので、来年からだめですという訳にもいかない。我々 としては同意のお願いはずっと続けている。だけど、同意に至ってないものが あるというのが現在の状況でございます。

【菅谷構成員】 最近ケーブルテレビ業界は比較的成長が順調だと思うんですけれども、これから5年、10年先、かなり厳しい条件とはなるとは思いますけれども、例えば業界では、この5年、10年先の成長についてどういうふうにお考えですか。

【石橋氏】 数字的にここまでいこうというような機関決定されたものは持ち合わせておりませんが、現在、私どもの会員のケーブルテレビ関連での売り上げといいますか、収入というのが4,000億円弱ぐらい。それ以外の仕事もやっていますから、会社としては5,000億円から6,000億円。これをできるだけ早く上げなくてはというふうには思っておりますが、先生がおっしゃるように、何年後に何億目指そう、売り上げをどうしようというようなことは考えてないんじゃなくて、そういう数字はないということです。

【菅谷構成員】 数字じゃないにしても、今後そうやってマーケットを拡大したいというご意向があるかと思うんですけれども、そのときに、競争相手といいますか、競合するような問題というのはどういうことだと思いますか。ケーブルの成長にとって脅威になる問題は。

【石橋氏】 一番大きいのは、通信インフラを使った事業者というのは今後 当然出てきますから、そこが一番競合相手だろうと思います。ただ、私どもと しては、先ほど数字は持ち合わせていないということで、じゃ、しようがないということかというと、全くそうではございません。先ほど、ケーブルテレビに求められている役割ということで、都市部の方はなかなか理解しにくい点もあるんですが、地方に行きますと、ケーブルに求められている、あるいは信頼されているということは相当ございます。それからあと、地域に限っている情報をこれからは、東京の情報が九州までいくとか、九州の情報が新潟に行くとか、いろんなことを我々としては考えることができる。これはネットの利便性といいますか、利点ということであろうと思います。そういうものを使ってやっていくということが1つと。

それからもう一つは、地域で実際我々やっていまして、最近テレビセットを新しく買いかえて、セットするだけで大変なんですね。相当わかっている方でも、何時間もかかる。レコーダーがどうだとか、そんなことも含めますと。ですから、そういう人力でサービスする部分も、これからはケーブルというのは、それこそお客さんに密着したという点でやらなきゃいけないと思いますし、地に張りついていますので、そういう点はご評価いただけるということじゃないかと思います。

【菅谷構成員】 今、前半にお話になった中で、例えば通信系の光ファイバーネットというのはかなり競合してくるかと思うんですけれども、そこで現在、例えば地上波の再送信を認める、認めないということはあろうかと思います。これはケーブルテレビの区域外再送信とかなり重なる部分があるかと思うんですけれども、このことについてはどういうご意見をお持ちでしょうか。

【石橋氏】 IPによる区域外ということであります。まず放送事業者との関係というのがございますから、放送事業者のお考えなしに私がどうだと言うわけにはいきません。私は、ケーブルにとっての区域外ということは申し上げましたが、IPについてどうだということを私として申し上げるのはあまりふさわしくないのではないかと思っています。

【菅谷構成員】 あと、最後に、NTTがかなり脅威だとおっしゃっていて、 不公正競争の懸念のある事例も多いというのを10ページでご指摘になったん ですけども、具体的に例えばどんな問題があるのかご紹介していただければと 思うんですが。 【石橋氏】 Bフレッツと我々がインターネットで競合するんだとしたら、回線貸し出し価格を高くするとか、それから、電柱に荷重をこれ以上かけられないと言われて、「いや、そんなことないでしょう、一度見に行きましょう」と、見に行ったら、「これなら結構です」とか、それから、また競合のサービスを始めたら、NTTの関係会社から委託業務契約を続けていたんですが、これの継続を拒否されたとか、そういうようなことが散見されます。これは今回アンケートとりましたので、まず間違いないと思います。

【松原座長】 ほか何かございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、次に、スカイパーフェクト・コミュニケーションズよりご説明、 ご質問への回答をお願いいたします。

【重村氏】 スカイパーフェクト・コミュニケーションズの重村でございます。CSのプラットフォームと衛星放送協会の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。きょうは一応衛放協の副会長の竹岡氏も一緒に来ております。

皆さん、もう既にご存じかもしれませんが、衛星放送の今までの進展についてまずお話をしたいと思います。CS放送は、日本では最初のデジタル放送なわけです。1996年の10月にスタートいたしまして、もう10年にちょうどなります。曲がりなりにもその結果、専門多チャンネルの放送形態を実現し、不十分ではありますけれども、一定の認知と市場を形成するには至ったと思っております。

この表を見ていただきたいのは、1996年にパーフェクTV!が放送を開始してから、実はCSのプラットフォームというのは撤退の歴史だったわけです。最初の段階では、パーフェクTV!、JスカイB、ヒューズ社がやるディレクTVというのがスタートしたわけですけど、ほとんどが1年半から2年で撤退していっている。それから、110度も2002年にできまして、プラットワンというのができましたけど、これも1年ちょっとで撤退したと。我々が吸収した形になっていますが、どっちかというと、ディレクのときなんかの場合には、視聴者保護というような問題もあって、相当大きなお金を使って、我々がセットトップボックスを我々のほうで交換するという作業を行っております。

ただ、一方で、プラスであると言えるのは、皆さんあんまり覚えていらっしゃる方がいないと思うんですが、CSアナログというのが、いわゆる受委託制度が導入された段階でできていまして、当時2つのプラットフォームがありました。いわゆる宇宙通信をベースにするスカイポートとJCSATをベースにするCSバーンなんですが、これは、1992年から1998年までやって、結局お客を十五、六万ぐらいしか取り込むことができなかった。これが多チャンネルのケーブルさんと並んで最初の段階になるんですが。そのときは、いわゆる専門チャンネルって14チャンネルしかなかったわけです。それが参入障壁がデジタルで低くなってから、現在、下に表を書いてございますが、310チャンネル、テレビ・データ放送で209、ラジオで101というチャンネル数になってきております。こういう意味では、ある意味で、いわゆるコンテンツの多様性というのは、ユーザーのニーズに合わせて数を増やしていくということは可能だったのではないかと思っています。

次のページをお開きください。ただ、一方で、CS放送の普及というのは、欧米と比べて、CS放送というのは衛星放送ですから、衛星放送の普及というのは、欧米と比べて大きく出遅れていると言えますし、多様なコンテンツをさらに生み出せるような市場規模にはとても至っていないと言えると思います。

そういうさなかに、今、石橋さんからも話がありましたけれども、伝送路が多様化して、その多様化が急速に進んでいるという状況の中で、新たな競争環境に置かれて、衛星放送マーケット自体がビジネスモデルそのものを考え直さなきゃいけないという状況に来ていると思います。スカパーの場合は、現在、加入者数が405万、110度が大体29万8,000ぐらいという状況でございますが、米国の多チャンネルの衛星放送の普及が25%、イギリスはBスカイBですが、32%、それらに比べると、日本は、多チャンネル放送は8.2%という非常に低い数字になっています。

右下の図を見ていただきたいんですが、スカイパーフェクTVとディレクT Vがスタートしたときから、1年ごとに、どのぐらいの普及率で伸びていった かという表なんですが、非常に顕著に出ておりますのが、最初にスカイパーフェクTVがスタートした段階では、アメリカのディレクTVに対して、普及率 でずっと上を行っていたわけです。特に、相当身分不相応な形というふうにも 言えるんですが、ワールドカップの放送権を独占化した段階では、ここで見ていただくと、3年半から5年のところですが、発表してから先というのは、普及率が伸びていっているわけです。コンテンツの力ということが言えます。ところが、5年目を過ぎたところ、ディレクTVは94年にスタートなんですが、99年にアメリカではディレクTVに地上波を全部乗っけるという形になった。マストキャリー、マストオファーという形が出た。この瞬間からディレクTVが、アメリカにおいてケーブルがあれだけ普及していたにもかかわらず、一気に普及率が伸びた。この部分が大きな差異だろうと思っております。

とはいいながら、日本における多チャンネル放送事業者のマーケットを今後伸ばしていこうとするならば、CS放送というのは無視できないという状況です。今後IPであれ、ケーブルであれ、ケーブルさんと我々は一緒にやってきている形なんですけれども、コンテンツそのものが充実して、なおかつ、既存の地上波や衛星波、民放系の衛星に差別化できるようなコンテンツを出していかなければいけないわけでございますが、4ページを見ていただくとわかるんですが、各放送事業者の営業収益の50%はCS放送、DTHの放送から得ているというのが状況です。ケーブルさんの番販収入が非常に低い形になっているのは、ケーブルさんの場合はどうしてもインフラであるとか、ここへ来でデジタル化であるとか、インフラ構築のほうにお金がかかりますから、ソフト制作者、すなわちチャンネルに対して配分する金額って非常に少ないわけです。そういう意味でいうと、衛星放送の役割というのは非常に重要なのではないかと思っています。

後ろのほうに参考資料4というのがございますので、ごらんいただけるとおわかりいただけると思うんですが、12ページでございますが、CS放送事業、先ほど300チャンネルあると申し上げましたが、この売上規模を見ていただくと、惨憺たる状況でありまして、各チャンネルの売上規模は大体平均で25億円です。20億円以下の事業者が50%を超える。100億を超えているのは3社しかない。これはJSPORTSとかスター・チャンネルという、いわゆる大きいところですが。そういう意味でいうと、25億とか20億という売り上げの中で魅力的な新しいコンテンツを提供するというのは不可能に近いわけです。私も地上波で編成局長をやりましたが、そのときの地上波1局の編成

制作予算というのは700億から800億ですから、そういうことから考えれば、多様なコンテンツ、コンテンツと言いながら、なかなか伸びていかないというのは当然のことではないか。一方で、そういう意味でいうと、日本の中でわりと元気に活躍しているところというのは、海外のチャンネルなんです。そういう意味でいうと、先ほど、CNN、BBCのお話も出たんですが、ドキュメンタリーであれば、ディスカバリーであるとか、アニマルプラネットとかというような会社というのは、ワールドワイドにコンテンツを提供できるという状況があるわけです。なおかつ、日本の場合は、言語の壁というのもございますし、もともとドメスティックなものづくりをやっているという構造があるという部分が、この問題点を引き起こしているんじゃないかと思っています。

そういう状況の中で、日本のCS放送の発展への課題というのを次のページ で書いていますが、視聴者のニーズ、要望にいかに迅速に対応できるか。いか に市場を欧米並みに拡大できるかということに関しては、次の6ページを見て いただきたいんですが、各国の衛星放送のビジネスモデルを書いたものなんで す。これを見るとおわかりいただけると思うんですが、日本はアナログ時代の 受委託制度をそのまま引っ張った状況でデジタル化に突入しているわけですね。 したがって、日本の場合は、契約加入者が、一般国民が契約する相手は、現実 的にチャンネルなわけです。プラットフォームというのは、法制度上から横に 入っていまして、プラットフォームが販売のマーケティングであるとか、例え ばエンコードとか、送出代行、顧客管理、収納代行というのを行うわけですけ れども、実際問題として、加入者との間の契約は、放送事業者がやっている。 したがって、商品づくりということに関しては、例えばパッケージをつくりま すとか、価格決定をしますというのは、プラットフォーム側が決めることはで きないわけです。ここはすごい矛盾がありまして、ほとんどのお客は、ケーブ ルを見ていてもスカパーを見ているという方もいらっしゃるとか、そういう現 状が今あるわけです。アメリカとイギリスを見ていただくとわかるんですが、 非常にはっきりしていまして、いわゆる多チャンネルのプラットフォーム、デ ィレクTVであるとか、エコスターというものがその典型ですけど、販売マー ケティングをやりながら視聴者との契約、そこで結ばれて視聴料をそこで払っ ている。そこで得られた収入というのを、チャンネルオーナーシップというの

がありますが、番供に提供されていってレベニューシェアかあるいはミニマム ギャランティーというのを払っていくと、こういうふうになっています。

この構図はイギリスでも同じなわけです。イギリスは、BスカイB自身が放送局の役割も一部持っているというところが違いでありますが、そういう意味で言うと日本と大きく違う部分というのは、地上波が乗っかっていて、BスカイBもBBCが乗っていますが、なおかついわゆる視聴者と契約相手はプラットフォームであるという状況が根本的に違う。

この部分の問題点は、例えば最近の例で言いますと、個人情報保護法のときに非常に我々困るんですが、本来でいうと契約主体というのはチャンネルです。チャンネル自体は、先ほど申し上げたように平均売り上げが25億ぐらいの会社が多いわけですから、いつつぶれるかわからないという状況の中で、いわゆる個人の契約の条項というのは各チャンネルが持っているという状況になっているわけです。そういう点で言うと、現在、今プラットフォームとしてはここの部分をできる限りプラットフォーム側に契約情報というものを一任していただいて、そこでいわゆる情報管理を行おうとしているわけですが、そこの矛盾点というのはもう既に出てきているということが言えるかと思います。

もう1つ大きい問題、前のページに戻っていただきまして、通信放送の統合サービスを行える有線系事業者との競争にどう立ち向かうかというのがこれからの大きい問題になりますが、どうも日本の場合というのは、地上波とか、ケーブルであるとか、有線放送であるとか、衛星放送という分け方をするわけですけれども、現実的にはこれからの時代に我々のライバルというのは何かというと、ご質問事項の中にもありますけども、衛星の中ではスカパーというプラットフォームが独占的じゃないかと言われますが、実際我々の商売をやっているときに競争相手になるのはケーブルでありキャリアなわけです。同じ多チャンネル業務をやっている。これから、なおかつそういう戦いの中で勝っていこうとすると、トリプルプレイサービスをやっていかないとなかなか難しい、あるいはクワトロサービスでもいいんですが。そういう点では衛星というのは非常に弱い部分がございます、インタラクティブ性に関して。

そういうことから考えますと、いわゆるクロスメディア化していく展開の中で、多様化する伝送路をどううまく利用するかということが必要になってくる

と思います。アメリカではディレクTVがベライゾンあたりと組んだりしてやっていますが、我々としては、逆に言うと我々自身のところに集まっている各チャンネルを光ファイバーでもって波長多重でRFとIPと切り分けながら通信事業者と組んでやっていくというような構図をとっていかないと、なかなかこれから先の展開は難しいだろうと。これは、1つの流れであろうというふうに我々は考えております。

その次に、今後の普及のためにという形ですが、まず、結局重要なのは、先ほど申し上げたようにコンテンツの充実ということと視聴者側のニーズに対する的確な対応ということが大きな問題になっていくわけでございます。

いわゆるCS放送事業を多様なコンテンツの拡大再生産が成立するビジネス モデルに変化させていかなければならない。それから、通信・放送の融合時代 にふさわしい、より総合的なサービスが可能となるような制度での対応という ことをお考えいただきたい。

まず、視聴者ニーズへの対応ということでは、ある意味でデジタル化によって参入障壁が低くなったというのは非常にプラスな面なんですが、必ずプレーヤーが増えれば統合とか淘汰が行われて、ある意味で言うと強力な事業者が存在してこないと既存のものに対して対抗できないだろうというふうに考えています。

それから、いわゆるマーケットの拡大という面でも、衛星事業も含めた普及 促進体制をどういう形でつくっていくかと。言ってみれば、これはいわゆる伝 送路でものを言うのではなくて、多チャンネルのペイテレビマーケットという ものがきちんとでき上がるような構造をつくらないと、これから先うまくいか ないのではないか。そういう点では、欧米に類似した衛星ビジネスモデルとい うのを選択できる環境が必要なんじゃないかというふうに思っています。

先ほど、コンテンツといわゆる欧米のケースで言うと、参考資料の3をちょっと見ていただきたいんですが、日本の場合は、先ほどNHK地上波が非常に強いというふうに申し上げた1つの裏には、日本にはいわゆるものをつくるプロダクション、制作会社というものを育成していくというところがないわけです。映画産業そのものもほとんど崩壊した状況の中で、独立プロがいろいろ頑張って、どちらかというと映画会社というのは、ある意味で言うと今シネコン

なんかは不動産系の事業の中で利益が出ているという状況で、映画制作で利益 を得ているという状況ではないわけです。そういう点で言うと、いわゆるシン ジケーションマーケットみたいなものをある部分きちんとつくらないといけな いのではないかというふうに考えております。

最後に、少し飛ばしてお話ししますけど、現状のCS放送の問題点としては、 マーケティング戦略を担うプラットフォームが商品設定もできないし価格設定 もできない構造というのは直すべきではないかというふうにまず思うんです。

それから、124/128度CSというのは地上波BSと切り離されたセットボックスでしか見られない。米国、英国においては同一のセットボックスですべてが視聴可能であると。

第3点としては、110度CSにおいては、3波内蔵ということで一緒に見れるじゃないかと言われるんですが、実をいうと、皆さんお気づきになっていないんですが、BSアナログが1300万から1400万普及しましたが、あのアンテナには12.5ギガのところでフィルターがかかっているわけです。したがって、110度CSが全部見れるわけではない。それから、家の中のブースターも大体12.5ギガでフィルターがかかっています。こういうような部分を変えない限り、110度CSというのはある意味で効果を発揮しないであろうというふうに思っています。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、ある意味でお客様のほうの 側から見て非常にわかりやすい商品設計ができる商品構造というような形に制 度を改めていくというのが必要であろうというふうに考えております。

大体、今いただいたご質問事項の中の部分は、今のお話の中に含めましたが、 その中で、外れている部分で申し上げますと、地上波放送キー局、あるいは地 方局、BS局、CS局等、規模、性格を異にする放送局は多数あるけれども… …。

【松原座長】 すいません、今回のご発言で大体網羅されておりまして、質問につきましては、こちらから今質問するという形でお答えいただくという形で進めさせていただいて、ご回答について後ほど文書でもいただけるということでありますので、よろしくお願いいたします。

一旦ご説明は終わったということで、こちらからのご質問に入らせていただ

きます。

最初に、私から1点でございまして、今の通信・放送の法体系、規律の中からいいますと、御社のようなプラットフォーム事業者が規律の中に入っておりませんね。これから先入っていったほうがいいのか、それとも今のままでいいのかといったような、入っていそうで入っていないところの違和感みたいのはあるのかないのかみたいなところ最初にお伺いしたい。

【重村氏】 基本的には、お客様の目線から見てわかりやすい構図になるべきであろうというふうに思っています。現実に契約形態みたいなものは、多分お客様は衛星放送の場合、わけわからないでおやりになっていらっしゃる。そこのところは整備されるべきであって、そのためには、逆に言うと制度の中に入っていくということがあっても、それはプラスであろうと我々は考えています。

【松原座長】 わかりました。ありがとうございます。構成員、どうぞ。

【村上構成員】 契約が伸び悩む中で競争が激しくなっているという、非常に厳しい状況であるということをお伺いしたんですけれども、伝送路とコンテンツに分けまして、伝送路については、経営戦略上の問題であるとか、あるいは業界慣行の問題であるというところが結構多いようです。それ以外の制度的な側面で、今現状を打開するために、この辺が問題だというようなところがありますか。先ほどの制度的な側面というのは、どちらかというと支援をこの辺にやるべきなんじゃないかというご趣旨かなととお聞きしましたがいかがでしょうか。

【重村氏】 いや、そういう意味ではなくて、電気通信役務利用放送法というのがございますが、その電気通信役務利用放送法の中の有線と衛星というのは別個になっているんです。例えば、各チャンネルというのは電気通信役務利用放送法の中における立場の中で言いますと、有線ではケーブルテレビ局が放送局で、例えば先ほどから出ているBBCというのはどういうことかというと番供でしかないんです。それに対して、いわゆる電気通信役務利用放送法の中の衛星においては、いわゆる放送事業者というのはBBCなんです。すなわち、同一の局がケーブルに出しているときは番供で、いわゆる衛星で出したときは、同一の内容の放送をやっているわけですが、放送局である。そういう矛盾とい

うのはやはり大きな問題なのではないかというふうに我々は思っています。

【村上構成員】 統一的な規制、制度をということだと思います。

もう1つ、先ほどのCATVサイドのお話と両方をお聞きしまして、おやと思いましたのは、CATVサイドではNTTに対してはどんどん規制をしてほしいというお話が強かったと思いますけれども、CSサイドではもう少し連携というところが強いように思います。子会社、関係会社も含めもう少し厳しい対応をというのと、CSサイドのアプローチに違いがあると思いますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

【重村氏】 基本的には、ユーザーの側から見るべきだろうと思うんです。 例えば、これから先、通信キャリアも、NTTに限らずKDDIさんもそうで すしソフトバンクもそうですけれども、ケーブルと戦っていく形になってくる わけです。やっぱりそういうようなことから考えますと、NTTだけ特定に考えるべきではなくて、使えるものは全部使ったほうがいいと。多様なキャリアを使いながらコンテンツをできる限り、どう安く、どう便利にお客に届ければ いいかということだろうというふうに思っていますので、NTTさん自体の問題とはちょっと別問題として、NTTだけをこの問題で排除するという形では ないんじゃないかというふうに思います。

【村上構成員】 コンテンツサイドでは参考資料③が非常に興味深いんですが、この問題を打開していくために、制度的に必要な施策ということで、何か具体的なものをお考えですか。シンジケーションマーケットができれば勿論いいわけですけれども、制度で支援していくという方向ではいかがでしょうか。

【重村氏】 1つの例で言いますと、この3月1日から韓国のKBSが日本にチャンネルを出したんです。これ、今3月の当プラットフォームの純増ではトップです。私の経験からいうと、韓国の場合も、最初にインフラの部分というのを非常に重視して、ADSLなんか済ませたわけですけれども、結果的に言うと、やはり優良なコンテンツがなければいけないということで、どちらかというと重点をコンテンツ政策のほうに置いていったわけです。それは映画であるとか、いわゆる放送局とプロダクションの関係。やはり、そういうような部分のところに目線を持っていかないと、伝送路だけの議論をしたところで、お客にとってみると別に伝送路を買いたくて加入するわけじゃなくて、見たい

ソフトがある、必要なコンテンツがあるからなわけです。そうすると、そこの 部分が、今日本が一番出遅れている部分だというふうに私は思います。

【村上構成員】 ありがとうございます。

【松原座長】 ほか、いかがですか。

【菅谷構成員】 先ほど、1番のことについてちょっと最初触れられて途中で終わっちゃったような感じですけど、例えば番審とかでいろいろな放送法に基づく規制の準用というのは委託放送事業者にも行われているんですけれども、ここら辺についてはどういうような見解をお持ちですか。規制が十分なのか、多過ぎるのか、少ないのか。

【重村氏】 さっきちょっとお話に出てきたんですが、1つは、いわゆるフェアネス・ドクトリンをアメリカが廃止したということと同じように、例えば地上波とかとは別に、いわゆるペイテレビの世界というのは、ある意味で言うと、今禁止されている宗教であるとか、政党であるとか、政治であるとか、そういうようなチャンネルをある程度許可してもいいんじゃないかという意見が、そういうようなニュアンスがご質問の中にあるように思っていますが、その場合は、ある意味で我々としては必要な部分というのは、大きなチャンネル群の中に、例えばAという偏った考え方を持っているものがあって、Bというその反対のものがあるという構造でやっていってバランスをとるという形であるならば、そのことは逆に言うと非常に大きな進歩なんだろうというふうに思っています。

ただ、今みたいに各事業者に対してのみ契約、それを認めるという形になると、基本的には、ある特定の放送だけ、チャンネルだけが放送で行われて、ある部分は通信という形で行われると。お客にとってみると公平性がないというふうに我々としては思えております。

【竹岡氏】 その点について若干補足させていただきます。今、あまりにも小さいということを強調され過ぎておりますけれども、スカパーさんの資料を見ましても、スカパーの加入者の方は、全視聴時間の3割はスカパーを見ているということがございますし、非常に大きなサポートをいただいているというふうに我々は考えています。

そうなると、そういう会社それぞれ事業体にとって番組の放送の審議会とい

うのは非常に重要だと考えています。ですから、そういったコミュニケーションをこういう形で我々持たせていただくのは、番組の質を向上させるためにも有益だというふうに考えています。形としてはいろいろな形があると思いますので、それはまたご指導いただきたいというように考えております。

【松原座長】 それではもう1点、私からで、これは質問項目にあった点でありますが、地上デジタル放送が2011年、完全に移行するに際して、CSからの再送信というオプションが今出ておりますが、その点についていかがお考えでしょうか。

【重村氏】 技術というものはどんどん進歩していくわけです。我々もそうなんですけれども、そういう技術そのものの中で新しい技術ができたときには、逆にその事業をやっている人間というのはもとの技術の特性みたいなものを生かし、新しい技術が出てくれば、それに会社のビジネスを変えていくというのが普通な考え方だと思うんです。

そういう点で言うと、衛星というのは先ほどからお話が出ていますように、 どこに特性があるかというと、低コストでもっていわゆる全国一律に放送する ことができる。そういう部分で考えると、今の条件不利地域の問題なんていう のはある意味で言うと、もちろん先ほどちょっと石橋さんから話が出ましたけ れども、降雨滅衰の問題とかいろいろあることはありますけれども、基本的に は全国津々浦々に、難視聴地域に低コストで放送を流そうとするならば非常に メリットがあるんだろうと思うんです。

したがって、その技術の特性に合わせながらやろうと考えれば、いわゆる地 デジの再送信分野というのは衛星を使ってやるということに関してはメリット があるというふうに我々は考えております。

【松原座長】 地デジが県域免許によって地域限定がかけられているわけで、 今おっしゃった全国一波ということになると、地域限定の県域免許ということ と抵触するような気がするんですが、その点についてはどのようにお考えです か。

【重村氏】 全国一波と考えるか、これは非常にコストがかかるわけですけれども、いわゆる我々は I Cカードがあるわけですから、地域限定はやろうと思えばできるわけです。アメリカなんかはそれをやっているわけです。逆に言

うと、アメリカのディレクTVにしてみると非常にトラポン代がかかってかな わないというふうには言っていますけど、やろうと思えばできることです。

それからもう1つはこういう考え方もあるわけですが、逆にその地域で例えばただで見られる、フリーTVで見られるものに対して、東京にアクセスしたいといった場合には、逆にお金を払うから見たいというケースだってあっていいわけです。それはペイテレビの特徴だろうと思います。前回のお話で、阪神タイガースの試合が東京で見れないというお話があったと思いますけど、実際、当社では阪神タイガースのゲームを全部やっているわけですから、やはりそれなりにその条件の中で対価を払ってやっていくというやり方もあると思います。だから、両方可能だというふうに考えています。

【松原座長】 ありがとうございました。

それでは、こちらでスカイパーフェクト・コミュニケーションズからのご報告と質疑は終わりにさせていただきまして、続きまして芸団協のほうからご説明をお願いいたします。

【椎名氏】 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センターCPRA の椎名と申します。本日は、このような機会を与えていただきましてありがとうございます。

まずは、私どもCPRAの事業概要についてご説明いたします。1ページ目をごらんください。私どもCPRAでは、文化庁の指定を受けた指定団体として商業用レコード二次使用料、私的録音録画補償金、商業用レコード貸与報酬等の報酬請求権に関する指定団体業務を行っています。また、著作権等管理事業法に基づく管理事業者として、録音権使用料に関する一任型の管理事業を行っていますが、昨年来、放送番組二次利用に係る許諾権の一括集中管理事業を行うべく、現在関係者等との間で協議を重ねているところでございます。また、私どもCPRAは社団法人音楽事業者協会、社団法人音楽制作者連盟、社団法人芸団協の3者によって運営されており、現在、音楽と映像を合わせて約6万人の実演家の権利委託を受けまして、その処理を行っています。

本日は、その音楽制作者連盟常務理事の上野博氏にもご同席いただいております。

2ページ目をごらんください。当懇談会の大きなミッションであります通信

と放送の融合ということでございますが、このことによって新たな産業構造が 生まれることは、我々実演家にとりましても新たな出演の機会も増えることに なりまして、大歓迎でございます。また、既存の放送番組がネットワークに流 通することを促進することに協力する意味からも、現在、放送番組の二次利用 に関する一任型の集中管理事業を推進しようとしているところでもあります。

その一方で、コンテンツが流通しないのは実演家の権利が強過ぎるからであるというふうな誤った見方がまことしやかに流布していることも事実であり、このことは非常に心外に思っております。今CPRAが進めております放送番組の二次利用、とりわけネット流通、送信可能化権に関する許諾権の一任型集中管理は、放送番組のネット上での円滑な利用に十分に資するものであって、わざわざIPマルチキャストによる放送を「放送」と解釈するような法律改正などは必要ないというのが、我々実演家の基本的な立場でございます。流通を阻害しているのは、むしろコンテンツそのものに係る契約システム上の問題と考えておりますが、この問題については後ほど述べさせていただきたいと思います。

私どもはそのような考え方を持っておりますが、当懇談会の重要なテーマの 1つとして、IPマルチキャスト放送を放送として扱うということが掲げられ ておりますので、そのことの影響という観点から申し上げたいと思います。

「放送」として扱うというのは実に漠然とした話でもありますが、IPマルチキャスト放送というのは無線放送ではありませんので、当然ながら有線放送として取り扱うという意味に解釈すべきと考えています。そうなりますと、有線放送に係る実演家の権利についてはさまざまな権利制限が存在していることから、非常に大きな不都合が生じることになります。

3ページ目をごらんください。現在の法律では有線放送、つまりCATVで地上波を同時再送信する場合については、区域内の限定的な難視聴対策の範囲であって実演家の権利を害さないとの判断から、実演家の権利が働かないという権利制限規定が定められております。著作権法第92条2項で、放送される実演を有線放送する場合には有線放送権が働かないと規定されております。

一方で、今回地上波デジタル放送を補完しようとする考えから採用が検討されている I P マルチキャスト放送の前提条件の中で、補完措置の定義としては、

この下、1)にあります条件不利地域における活用など地上波中継局による伝送を、「地理的」に「補完」するための措置という部分に加えまして、2)の視聴方法に関する選択肢を拡大することにより、視聴者の受信環境の一層の充実を図る観点から、地上波中継局による伝送を「補完」するための措置、という定義が追加されております。このことは、今回検討されております I Pマルチキャスト放送が単なる難視聴対策としてではなく、むしろその技術的な特性に注目して積極的な活用を行っていくことを明示しているものであり、この点で既に区域内の限定的な難視聴対策とは明らかに異なっております。その意味で、もし I Pマルチキャスト放送を有線放送として扱うならば、この92条2項関連の権利制限についても抜本的な見直しが必要になってくると思います。

次に、当懇談会から事前に頂戴しておりました質問項目についてお答えします。4ページ目をごらんください。

まず、第1問目として、IPマルチキャストによる放送について、著作権においても「放送」としての扱いを行い、簡易な著作権処理が可能となるように措置すべきとの考えがあるが?とのご質問でございます。この部分につきましては、2011年の地上波アナログ放送の完全停波に向けて、IPマルチキャスト放送がその補完路として注目されているのは承知しておりますし、繰り返しになりますがCPRAといたしましても、こうした動きに対して全面的に協力するために、放送番組の二次利用について包括使用料方式で、低廉な使用料で許諾する一任型の集中管理の体制をとる用意がございます。

また、IPマルチキャストを放送として扱う上で必要だとされている著作権 法の改正につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、集中管理の体 制ができればその必要がないというのが我々の立場でありますが、著作権法が 改正されてそれが有線放送として扱われるような場合には、その権利制限の部 分の見直しが必要になると考えております。CATVというのはもともと地域 メディアとして出発しておりますが、それに対してIPマルチキャスト放送は 広域な範囲をカバーし得るメディアであって、例えば東京の放送局を全国に放 送する、今お話出ていましたようなことが可能になるようなキャパシティーも 内包しております。

本来、実演家の権利については、我が国も加入しております国際条約でルー

ルが定められており、実演家の権利を制限するためには基本的に実演家の利益を不当に害さないということが必要ですが、IPマルチキャスト放送の持つキャパシティーというのは、この権利制限が定められた当時に有線放送として想定されていた範囲をはるかに超えておりますことから、これらの実演家の権利制限についても同時に見直しをしていただく必要があると思っております。

また、これらの議論は放送の実態、放送法制や国際ルール等を踏まえまして、 文化庁の審議会で行われていくものと承知しております。

次に、放送番組についてインターネット上の活用も含め、積極的にマルチユースを行うべきとの考えがあるが?とのご質問です。これにつきましても、また繰り返しになっちゃうんですが、二次利用の円滑な促進に資するべく、簡易迅速な集中管理のシステムを構築中です。

また一方で、そうしたシステムには含まれずに自主的に権利を行使することを望む一部主演級の俳優やアーティストの方々が存在することも事実ですが、この部分については、そもそも放送局の放送番組づくりの今のビジネスモデルが一次利用としての放送のための番組づくりになっており、マルチユースを前提としたビジネスモデルにはなっていないために、そこから十分な報酬が得られないなどの理由でトラブルが生じているものと理解をしております。

また、きちんとしたビジネスモデルができ上がっていない段階で、自らが受け取る対価について裁量権を留保したいと考える方々がおられることはごく当然のことであって、この部分が実演家のエゴであるかのごとく非難されるようないわれば全くないと考えております。

放送番組の活用が進まない理由については、安易に著作権があることを問題にすることは甚だ疑問でありまして、コンテンツのマルチユースを前提とする新たな契約システムを構築していくことによって、初めてこの問題を解決していけるのではないかと考えております。

最後に、多メディア時代において国内外市場におけるコンテンツ流通の活性 化に向けた具体的方策について?とのご質問ですが、これも繰り返しになって しまうんですが、コンテンツ流通が活性化されることは大賛成でありまして、 私共も集中管理システムの構築で協力をしていきたいと思っております。しか し、またこの問題は、実演家がどうにかすることができるというような部分で もありません。基本的にはコンテンツホルダーが考えていくべき部分ではないかと思っております。コンテンツの流通促進について関係権利者の権利の切り下げで対応しようとする例などは、少なくとも先進国では1国も見当たらないと思います。

コンテンツ流通の活性化に向けた具体策という意味で言えば、繰り返しになりますが、これはコンテンツに係る契約問題なのであって、これまで契約システムの構築が遅れてきたコンテンツ業界が、今こそブロードバンド時代にふさわしい契約システムの構築に真剣に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

また、多メディア時代を迎えて、既存の放送番組、いわゆるありものの再利用というところばかりではなくて、それぞれのメディアに特化された番組制作についてもどんどん活性化されていくべきではないかというふうにも考えております。

申し上げたいことはおよそ以上でございますが、最後に当懇談会に対する若干のお願いということで、最後のページにまとめてございます。このような検討に際しては産業振興という観点に加えて、文化の振興・育成保護の観点もぜひ持っていただきたいということを申し上げたいと思います。今我が国の経済をIT産業が牽引していることは承知しております。したがって、IT産業の振興が国家的に重要なミッションとなっていることも理解できるのですが、一方で、コンテンツが滅びてしまえばそれも達成できないのではないかと心配しております。この数年来行われている知的財産権に関する議論は、ややもすれば経済性や効率、技術といった方向に偏って展開されるような傾向があり、同時に、文化に対する配慮がどんどん希薄になってきているようにも感じます。もしもIT産業振興の阻害要因について、それらをすべて既得権として排除の対象と見るような方向に進むのであれば、その妥当性には大きな疑問を持たざるを得ないところでございます。

著作権はクリエーターの利益を確保して、その再生産を促すという非常に重要な役割を帯びておりまして、先進国間では共通されている国際的なルールでもあります。その意味で、著作権については文化の育成保護の視点をきちんと持った省庁が所管していく必要があると考えておりまして、これまでの経緯等

から見ましても、現時点で知的財産に関する所管官庁を一元化してしまおうというような議論には強く反対しておきたいと思います。

あと一言だけ。暮らしを豊かにする文明というのを我々も享受しているわけですが、そういう産業振興とあわせて、我々の心を豊かにする文化の振興、育成保護という観点をどうかもっとしっかりと持っていただきたいということをお願いして、お話を終わりたいと思います。

【松原座長】 どうもありがとうございました。1点だけ、私どもは著作権自体を弱めて流通させようというような議論は全くいたしておりませんで、特に映像コンテンツに関する著作権、著作隣接権が非常に絡み合っちゃっていることが阻害しているだろうと。そこをとぎほぐしたいという思いですので、最後のページにあるようなご懸念はあまり考えていただかなくて結構だと思います。

最初に私から1点ご質問させていただきます。集中管理体制でやっていきたいと、こういうことでございますが、どの程度進捗しているのかというのが1点。それからもう1点は、これからそれができ上がったときに、これからできるコンテンツの流通は保障されるわけですけれども、過去のコンテンツのあり方に関してはどのような対処をなさっているか。この点について2つお伺いします。

【椎名氏】 放送番組の権利処理と申しますと映像と音楽に分かれるんですが、それぞれについて、今利用者の間との使用料規定の交渉に入っております。 そこで話がまとまると、1カ月使用料規定をさらさなければならないので、1カ月間のタイムラグをとって管理事業を届け出るという形で今進行しております。

CPRAの場合は、委任がベースになっておりますので、委任を受けた方々のそれらの処理をしていくということで、別に過去コンテンツもこれからのコンテンツも差別なく扱っていくことになると思います。

【松原座長】 わかりました。構成員から。

【久保利構成員】 すいません、久保利ですけれども、まず基本的なところで、著作権法における有線放送になっては問題だというご指摘、そのとおりだと思うんですが、そもそも放送と有線放送をこの時点で区分をするということ

については、実演家のほうとしてはどんなご見解をおとりですか。

【椎名氏】 区分されているものと思っていますので。ただ、有線放送の実演家の権利制限の部分については、この話が出たのは今初めてじゃなくて、既に都市型のケーブルテレビとかが出てきたときに、事実上難視聴対策じゃないよねということで、一部補償金をいただいていたりするんです。その議論がまた出てきたんじゃないかと思うんですが、シームレスに取り扱っていくということに関して、実演家の立場からどうということはないんですが、権利制限がある部分については、放送と同じ扱いになったほうがいいなとは思います。

【久保利構成員】 わかりました。

かつて、スターデジオ事件というのもありまして、これは結局、高裁で和解にはなったわけですけれども、ああいう事件の中から考えてみて、当時は権利者にとって何が最大の問題であり、今ここでこういう状況になっているときに何が最大の問題なのか、簡潔に教えていただけますか。

【上野氏】 あれは、実演家そのものは訴訟しておりません。レコード会社が個社で訴訟いたしました。放送という公共の電波を使ってコンテンツ、国民にエンターテインメントを供するということですが、実際はデジタル技術を使い、なおかつセットボックスからデジタルアウトで、当時私的録音メディアの最たるものでありましたMD、ましてやこのMDの録音時間74分に対応した74分の番組をつくる。ましてや、有線放送と似たように1つのMCも入らないで新譜のアルバムをそのままある時間、時間単位で流していく。当然、これは放送が持つ1つのモラルというものを超えていくのではないかと。そういう意味では、レコード会社は1つの複製権違反に当たるのではないか、ある種のニアオンデマンドに近い状態でのものを放送と言えるんだろうかという、多少そういうモラルの問題もあったのではないかと思います。

【久保利構成員】 まさにオンデマンドと非常に近い形のやり方であった。 今回問題になっている I Pマルチキャストというのは、必ずしもオンデマンド とは違うようにも思うんですが、その辺についてのご認識はどうなんでしょう か。

【椎名氏】 ごめんなさい、もう一度お願いします。

【久保利構成員】 今回問題になっているインターネットによる I P マルチ

キャスト放送、要するに、こういうものというのは、今おっしゃっているニア オンデマンドという意味によるんですけれども、そのオンデマンドがオンデマ ンドDVDとか、オンデマンドのCDというのとはちょっと違うという感じが ありますけれども、それについてはどうお考えですか。

【椎名氏】 全くオンデマンドじゃない、VODじゃないというふうに解釈しています。VODというのは放送じゃないと解釈していますので、そういう意味で、IPマルチキャスト放送というのは限りなく放送に近いんだろうなというふうには思います。

【久保利構成員】 ありがとうございます。

【古川構成員】 映像のことが中心に語られるのはもちろんわかるんですけど、IPマルチキャストに対する著作隣接権の取り扱い等に関しては、インターネットラジオ放送というのが日本で市民権を得つつありますので、そういったことに対するご配慮もぜひとにかくカバーしていただけたらというお願いがあります。

それからもう1つは、過去の権利処理に関して、ぜひ私は橋本さんにこの席に残っていただいて、両方にどっちがほんとうなんですかと聞きたかったんですけれども、先ほどありましたようにNHKのアーカイブというのがあります。125万本ニュースが入っていて、放送番組に関しては45万本格納されて140から150万本のストレージが川口にあるんです。公開されているのは5,000本なんです。それも、テレビが3,000本でラジオが2,000本と。150万本のうちの5,000本しか公開されていない理由というのは何でなんですかと聞くと、権利処理が大変でできないんですという話がいつも出てくるんです。

きょうの中で、私は私なりに言い分がありますということは私も十分理解した上なんですけれども、実際に起きていることというのが、何十億円かのコストをかけて放送番組が3,000本しか公開されていないと。きょうのお話では、44カ所、そして57カ所に公開する場所が広げられたとありますけど、実態とするとNHKの各放送センターの受付の横に1台だけ端末があって、専用ケーブルでそこでボタンを押すと映像が出てくると。1人1時間以上占有しないでくださいといって、社会科見学に来た小学生が毎日さわっておしまいになっ

ているという状態で、実際日本の放送資産をそのまま二次利用する、もしくは 図書館で自由に閲覧するような放送アーカイブとはほど遠いような実態になっ ています。

ぜひお願いしたいのは、実際にはそういう状態がなぜなんですかということもNHKにぜひ私は伺いたいし、その中の一部分としては、はっきり放送のコンテンツを持っている方が昔にさかのぼって権利処理するのはほぼ不可能なんですという言葉の1つには、結局倉庫の中にしまわれて一生眠っているというような状態になっている事実もありますと。これを何とかとにかく、私は一個人、ユーザーとしてそういうことが改善されてほしいとふうにも思っていますし、それに対する調整をぜひお願いできればというふうに思っています。

【椎名氏】 過去コンテンツ、とりわけ実演家は居どころがわからなくなっちゃうわけです。遺族の方がいらっしゃれば、それについての処理をお願いすることは可能なわけですが、我々権利者団体としては、可能な限り探すというのがミッションになっておりまして、あと著作権法の裁定制度というのがあるんですけれども、見つからなかった場合に、それを供託してどうのこうのというのがあるんですが、実演の場合は使えないんです。あくまでも著作権の場合でそういう制度があるんですが。そうなってくると、やっぱり権利者団体がそういう部分を担っていくんだろうなということで、可能な限り探し回るということが仕事になっていくと思いますので、その部分は頑張っていきたいと思っています。

【村上構成員】 IPマルチキャストは国内だけじゃなくて国際的な展開もあり得るわけで、これからブロードバンド化が進んでいく中で、日本のコンテンツが外で視聴されるという可能性も非常に、特にアジア中心に大きな可能性があると思います。先ほどのご回答の中で、国内外に対する具体的な方策というところで、特段海外と国内という区別をされなかったんですが、海外については特にこういう論点がある、こういうところが重要であるというようなところがあれば教えていただきたいんですが。

【椎名氏】 先ほども申し上げたように、実演家はそのコンテンツを流通させる立場にあるわけではないので、コントロールできる範囲ではないとは思うんですが、やはり警戒感としてあるのは、海外に出たときに不正コピーとかそ

こら辺のセキュリティーの問題ですごく警戒を持っている方々がいっぱいいらっしゃって、それがネガティブな要因になっている部分もあるのではないかなというふうに思います。

海外について思い浮かぶのは、実演はすぐれて結構ドメスティックなもので、 音楽なんかはグローバルですけど、そこら辺で特段思い当たるのはそのぐらい でございます。

【村上構成員】 韓国の場合には、どちらかというと権利サイドを考えるよりも、とにかく広げていこうという発想でマインドシェアを高めるところを中心にしたというようなアプローチもあるようでございますので、そういうところもこれからの展開として考えていただければと思います。

【椎名氏】 はい、わかりました。

【久保利構成員】 私からは最後の質問です。契約システムのことについておっしゃっていますね。私も、弁護士としては当然契約システムの問題だというのは認識はしているんですが、逆に言うと、これだけ長い間、プロデューサーシステムもなく、ハリウッド型もとれない、ずっとあいまいにやってきた日本の実演家といわばコンテンツホルダーとの関係の中で、一朝一夕にそのような契約システムに移りきれないのではないかという危惧があるわけですけれども、このことについては、ある意味では皆さん方、芸団協を含めてどうお考えになっているのか。これが望ましいというのはわかるんですが、すぐできるのかという現実性の問題としてお答えいただけるとありがたいんですが。

【椎名氏】 なかなか難しい質問ですね。契約システムというのは出演時にかわされる契約にどこまで書き切れるかというところで、やっぱりこれから否応なくマルチユースを前提とした放送番組制作になっていくわけですよね。本当に日本の放送番組はおもしろいしお金もきっとかかっているんだと思うんです。そこら辺のところで、机の上で話をしていても契約システムはできないんでしょうけど、それを流さなきゃいけないような場面がいろんなところで出てきたときにおのずとでき上がっていくのではないかなというふうな答え方でいいですか。

【久保利構成員】 すいません、答えにくい質問で申しわけありません。結構です。

【松原座長】 本日は大変忙しい中、皆様、ありがとうございました。ただいまをもちましてヒアリングは終了させていただきます。

最初に申し上げましたように、こちらからの追加的な質問がある場合がございます。それから、本日お話しし切れなかった点、文書での提出もお認めいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、村井構成員、都合により欠席となりました。

それでは、以上をもちまして第6回通信・放送の在り方に関する懇談会を閉会いたします。次回、第7回も放送関係者、団体からのヒアリングを行いたいと思います。日時は3月22日水曜日の16時から、場所は本日と同じ総務省の講堂を予定しております。

本日は、貴重なご議論を賜りましてありがとうございました。